（別紙）

認定申請前の返金措置に関する事項

（注）

実施予定返金措置計画の認定の申請前に既に実施した返金措置（本申請書において「認定申請前の返金措置」という。）がある場合に記載する。

1　認定申請前の返金措置に関する事項

表１・表２のとおり。表２は、金銭以外の支払手段（法第10条第１項）を交付した場合にその概要を記載する。

（表１）

番号	氏名・名称	取引日	申出	承諾	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

（表２）

金銭以外の支払手段の概要	
名称・種類	
使用することができる地域の範囲	
使用することができる期間又は期限	
その他	

2　添付資料

表３のとおり。

（表３）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

（記載要領）

1　実施予定返金措置の内容及び実施期間

（１）実施予定返金措置の内容

実施予定返金措置の内容を具体的に記載する。

その際、以下のアからエまでの事項が明らかになるよう留意する。

ア　不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第10条第１項の「一般消費者」

「一般消費者」（「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」）は、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」及び「課徴金対象期間」を明らかにしつつ記載する。

なお、本申請書の提出時点において想定している、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下「令」という。）第３条に規定する「当該事実を証する資料」については、「４　その他」に参考事項として記載する（後記４（１）を参照）。

イ　アの「一般消費者」からの申出があった場合に金銭を交付すること

金銭として「金銭以外の支払手段」（法第10条第１項参照）を交付する措置を実施しようとする場合にあっては、前払式支払手段を使用することができる地域の範囲、使用することができる期間又は期限、その他不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第６号。以下「規則」という。）第10条の２の基準を満たすことを基礎付ける事項を記載する。

ウ　交付する金銭の額の計算方法

交付する金銭の額の計算方法が、実施予定返金措置の対象となる者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法で算定した購入額）に100分の３を乗じて得た額以上の金銭の額を計算する方法であることが分かるように記載する。

エ　金銭の交付方法

金銭以外の支払手段の交付を、第三者を通じて行う場合には、その旨も記載する。

（２）実施期間

本申請書の提出日から４か月を経過する日までの期間の範囲内で、実施予定返金措置の開始日及び終了日を記載する。

2　実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項

実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法、周知を予定している時期（既に周知済みの場合は当該周知の時期）、周知期間及び周知内容を具体的に記載する。

3　実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法